

1 地域防災計画の修正について

「流山市地域防災計画（以下、計画という）」については、災害対策基本法に基づき作成しているもので、平成24年8月に平成23年の東日本大震災等の教訓、防災基本計画の修正を踏まえた計画の修正を行ったところである。

しかしながら、平成24年6月、平成25年6月に東日本大震災の教訓を踏まえた災害対策基本法等の改正により、国の防災基本計画、千葉県地域防災計画の修正が行われ、本市の地域防災計画についても修正が必要となった。

修正方針

修正項目として、災害対策基本法、千葉県防災計画のほかに、水防法、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン等の関係法令等の改正を受けて防災対策の幅広い分野において、本市に影響する大きな動きが見られることから、これらの内容を基礎とした計画の見直しを以下のとおり行うこととする。

2 計画見直しの進め方

今回の修正については、平成24年6月及び平成25年6月をはじめとする災害対策基本法等の改正を反映し、新旧対照表を使用し時点修正を含めた詳細内容の修正を庁内関係課等の協力により進め、関係機関に意見照会等協力をいただき修正内容の調整を図り修正案を作成し、平成27年度及び平成28年度に防災会議に諮り決定する。

3 主な修正項目・内容

(1) 災害対策基本法の改正に関する項目

- ア 地区防災計画の位置付け
- イ 指定緊急避難場所・指定避難所の指定等
- ウ 避難行動要支援者に対する対応
- オ 罹災証明書の交付
- カ 被災者台帳の作成
- キ 緊急車両の通行ルート確保のための放置車両対策

(2) 千葉県地域防災計画の修正に関する項目

- ア 帰宅困難者等対策の推進
- イ 大規模広域災害に備えた防災力の強化
- ウ 被災者の支援体制の充実

(3) 関係法令等の改正に関する項目

- ア 水防法の一部を改正する法律による浸水被害への対策強化
- イ 避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドラインによる基準の改正
- ウ 建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律による耐震改修計画の見直し
- エ 土砂災害に係る避難勧告発令基準や情報伝達方法の修正

(4) その他の項目

- ア 水防計画との整合
- イ 災害医療対策会議における医療救護活動マニュアルとの整合
- ウ 地域防災計画のスリム化

4 実施体制

(1) 実施体制

地域防災計画の修正作業については、事務局である防災危機管理課で調査及び計画の修正部分の叩き台の作成を行う。

修正に当たり、庁内関係課や関係機関に意見照会等協力をいただき、業務を所掌する担当課により計画内容の調製を行い、防災会議に諮るとともに、市民の多様な意見を計画に反映するため、市民参加条例に基づく手続として、パブリックコメントを実施し、幅広く市民の意見を聴取していく。

(2) 専門事業者による計画策定の業務委託

平成28年度予算として要求している地域防災計画修正事業に係る委託料により、専門的見地からの計画修正に伴う計画書の調製業務として、計画書印刷用原稿の紙面割付や校正の支援を行うもの。また、地域防災計画、職員初動マニュアルの印刷製本の業務委託を実施する。

5 その他の計画の策定等

地域防災計画の修正に伴い、職員の災害対応の実効性を確保するため、今回の修正と並行して、災害時職員初動マニュアル、流山市事業継続計画（BCP）の修正を行う。